

令和4年第1回定例会提出予定議案の説明資料

議案番号	件名	担当部課	頁
1	柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	企画部 情報・業務改善課	1
2	柏市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	2
3	柏市職員配偶者同行休業条例の制定について	総務部 人事課	3
4	柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	5
5	柏市振り込め詐欺等被害防止等条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 防災安全課	6
6	柏市支所出張所条例の一部を改正する条例の制定について	市民生活部 市民課	8
7	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	市民生活部 保険年金課	9
8	柏市附属機関設置条例及び柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	10
9	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 こども福祉課 こども部 保育運営課	11
10	柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	こども部 保育運営課	12
11	柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例及び柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例の一部を改正する条例の制定について	保健福祉部 法人指導課	13
12	柏市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について	経済産業部 商工振興課	14
13	柏市開発行為等許可基準条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 宅地課	15
14	包括外部監査契約の締結について	企画部 情報・業務改善課	16
15	訴えの提起について	財政部 債権管理課	17
16	和解について	消防局 企画総務課	18
17	市道路線の認定について	土木部 道路総務課	19
18	市道路線の廃止について	土木部 道路総務課	19
19	公の施設の区域外設置に関する協議について	土木部 道路総務課	20
20	我孫子市道路線の廃止の承諾について	土木部 道路総務課	21
21	専決処分について（令和3年度柏市一般会計補正予算について）	財政部 財政課	22
22	令和3年度柏市一般会計補正予算について	財政部 財政課	22
23	令和3年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について	財政部 財政課	22

議案 番号	件名	担当部課	頁
24	令和3年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について	財政部 財政課	23
25	令和3年度柏市水道事業会計補正予算について	財政部 財政課	23
26	令和3年度柏市下水道事業会計補正予算について	財政部 財政課	23
27	令和4年度柏市一般会計予算について	財政部 財政課	24
28	令和4年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について	財政部 財政課	24
29	令和4年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について	財政部 財政課	24
30	令和4年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について	財政部 財政課	25
31	令和4年度柏市介護保険事業特別会計予算について	財政部 財政課	25
32	令和4年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について	財政部 財政課	25
33	令和4年度柏市学校給食センター事業特別会計予算について	財政部 財政課	26
34	令和4年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について	財政部 財政課	26
35	令和4年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について	財政部 財政課	26
36	令和4年度柏市病院事業会計予算について	財政部 財政課	27
37	令和4年度柏市水道事業会計予算について	財政部 財政課	28
38	令和4年度柏市下水道事業会計予算について	財政部 財政課	29

議案第 1 号 柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号は、柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、効果的かつ効率的な行政運営を推進し、及び市民に対するサービスの向上を図るため、組織の一部を改めようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 部の再編（第 1 条関係）

- (1) 危機管理部及び広報部を置くこと。
- (2) 地域づくり推進部を廃止すること。

2 部の分掌事務（第 2 条関係）

- (1) 危機管理部の分掌事務を次のとおりとすること。
 - ア 危機管理の統括に関すること。
 - イ 防災に関すること。
 - ウ 防犯及び交通安全に関すること。
- (2) 広報部の分掌事務を次のとおりとすること。
 - ア 広報及び広聴に関すること。
 - イ 地域ブランディングに関すること。
 - ウ 秘書に関すること。
- (3) 情報化に関する事務，多様な主体との連携に関する事務並びに国際交流及び男女共同参画に関する事務を企画部の分掌事務に加えること。
- (4) 市民との協働及び地域支援に関する事務並びにスポーツに関する事務を市民生活部の分掌事務に加えること。

3 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号 柏市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、職員の服務の宣誓に関する政令の改正に準じ、職員の服務の宣誓の実施方法を改めるため、柏市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 題名を柏市職員服務宣誓条例に改めること。
- 2 職員の服務の宣誓の実施方法について、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において署名しなければならないとする規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみを規定すること（第 2 条第 1 項関係）。
- 3 会計年度任用職員の服務の宣誓については、任命権者は、別段の定めをすることができること（第 2 条第 3 項関係）。
- 4 宣誓書の様式の押印欄を廃止すること（別記様式関係）。
- 5 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 3 号 柏市職員配偶者同行休業条例の制定について

議案第 3 号は、地方公務員法第 26 条の 6 の規定により、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、柏市職員配偶者同行休業条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 配偶者同行休業の承認（第 2 条関係）

任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業（地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をすることを承認することができること。

2 配偶者同行休業の期間（第 3 条関係）

配偶者同行休業をすることができる期間は、3 年を超えない範囲内において任命権者が必要と認める期間とすること。

3 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由（第 4 条関係）

配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由は、次に掲げる事由（6 か月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）とすること。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（（1）及び（2）に該当するものを除く。）

(4) （1）から（3）までに掲げるもののほか、これらに準じるものとして市長が定める事由

4 配偶者同行休業の承認の申請等（第 5 条関係）

配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないこと。

5 配偶者同行休業の期間の延長（第 6 条関係）

配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から

引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができること。

6 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用（第10条関係）

任命権者は、1又は5の申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができること。この場合において、（2）に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができないこと。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期为定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

7 職務復帰後における号給の調整（第11条関係）

配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができること。

8 退職手当の取扱い（第12条関係）

配偶者同行休業をした期間については、退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算すること。

9 施行期日等

(1) この条例は、令和4年4月1日から施行すること。

(2) 柏市職員定数条例の一部改正（附則第3項関係）

配偶者同行休業の承認を受けた職員は、職員の定数外とすること。

(3) 柏市企業職員給与条例の一部改正（附則第4項関係）

配偶者同行休業の承認を受けた企業職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しないこと。

(4) 柏市職員育児休業条例の一部改正（附則第5項関係）

6により任期为定めて採用された職員は、育児休業をすることができる職員の対象外とすること。

議案第 4 号 柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号は、保育士に新たに採用された職員に対して初任給調整手当を支給するため、柏市一般職職員給与条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 初任給調整手当について、保育に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して月額 9,000 円を超えない範囲内の額を採用の日から 9 年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給すること（第 11 条の 4 第 1 項関係）。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1 は、令和 4 年 2 月 1 日から適用すること。

議案第 5号 柏市振り込め詐欺等被害防止等条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号は、振り込め詐欺等の定義を改めるとともに、日常生活における被害防止の対策に係る市民等の責務を定めるため、柏市振り込め詐欺等被害防止等条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 題名を柏市特殊詐欺被害防止等条例に改めること。

2 定義の変更及び追加（第2条関係）

(1) 特殊詐欺とは、対面することなく面識のない不特定の者を欺いた上で指定した預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」という。）に現金を振り込ませる等の行為で、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺その他詐欺等（詐欺若しくは電子計算機使用詐欺又は恐喝をいう。）に当たるもの及びキャッシュカード詐欺盗をいうこと。

(2) 新たに、預貯金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺及び交際あっせん詐欺並びにキャッシュカード詐欺盗を次のとおり定義すること。

ア 預貯金詐欺 警察官又は銀行協会等の職員を装い電話をかけ、預貯金口座が悪用されている等の虚偽の情報により人を欺き、キャッシュカード等を交付させる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。

イ 金融商品詐欺 金融商品の取引等に係る虚偽の情報を提供した上で現金をだまし取る手口その他これに類する方法による詐欺をいう。

ウ ギャンブル詐欺 ギャンブル等依存症対策基本法第2条のギャンブル等、当せん金付証票法第2条第2項の加算型当せん金付証票その他の射幸行為に係る虚偽の情報を提供した上で現金をだまし取る手口その他これに類する方法による詐欺をいう。

エ 交際あっせん詐欺 異性との交際のあっせんに係る虚偽の情報を提供した上で現金をだまし取る手口その他これに類する方法による詐欺をいう。

オ キャッシュカード詐欺盗 警察官又は銀行協会等の職員を装い電話をかけ、キャッシュカードが悪用されている等の虚偽の情報を提供した上で当該キャッシュカード等を準備させ、当該キャッシュカード等を窃取する手口その他これに類する方法による窃盗をいう。

- 3 市民等は，自己と同一の世帯に属する者，自己の親族，近隣住民等に対し注意を喚起すること等日常生活において被害防止の対策に取り組むよう努めるものとする（第5条第2項関係）。
- 4 この条例は，令和4年4月1日から施行すること。

議案第 6 号 柏市支所出張所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号は、田中出張所の位置を改めるため、柏市支所出張所条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 田中出張所の位置を次のとおり改めること（第 2 条第 2 項関係）。

名称	位置
田中出張所	大青田 1 5 4 1 番地の 2

- 2 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

議案第 7 号 柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額について定めるため、柏市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 世帯に未就学児である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額（低所得世帯に係る保険料の減額賦課の基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）から当該被保険者均等割額に 10 分の 5 を乗じて得た額を控除して得た額とすること（第 23 条の 3 関係）。
- 2 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 8 号 柏市附属機関設置条例及び柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号は、医療的ケア児及びこれに準じる児童の保育所等における適切な保育の実施を図るため柏市医療的ケア児等保育実施検討審査会を設置するとともに、医療的ケア児等保育実施検討審査会委員の報酬の額を定めるため、柏市附属機関設置条例及び柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 柏市附属機関設置条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

次の附属機関を市長の附属機関として設置すること（別表関係）。

附属機関	担任する事務	委員の数	委員の任期
柏市医療的ケア児等保育実施検討審査会	医療的ケア児及びこれに準じる児童の保育所等における適切な保育の実施に係る審査及び助言に関する事務	10人以内	2年

2 柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

新たに定める非常勤特別職職員報酬の額は、次のとおりとすること（別表第 1 第 4 2 号関係）。

職名	報酬の額
医療的ケア児等保育実施検討審査会委員	日額 25,500 円

3 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 9 号 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 9 号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、母子生活支援施設の長の資格要件等を改めるため、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 成年年齢が 18 歳に引き下げられることに伴い、用語の整理を行うこと（第 13 条関係）。
- 2 母子生活支援施設の長の資格要件のうち、特定の業務に従事した期間が要件とされているものについて、児童福祉司又は社会福祉主事となる資格を有する者が相談援助業務に従事した期間を当該特定の業務に従事した期間に含めることができることとすること（第 27 条第 1 項第 4 号関係）。
- 3 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第10号 柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例
の一部を改正する条例の制定について

議案第10号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設等における電磁的記録による書面等の作成等に係る規定の整備を行うため、柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）における諸記録の作成、保存等について、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができることとすること（第53条第1項関係）。
- 2 特定教育・保育施設等と教育・保育給付認定保護者との間の手続に係る書面等の交付又は提出について、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等の交付又は提出に代えて、当該書面等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとすること（第53条第2項から第5項まで関係）。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。

議案第 1 1 号 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例及び柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 号は、総合特別区域法による地域活性化総合特別区域の指定の解除に伴い、地域活性化総合特別区域指定訪問リハビリテーション事業所及び地域活性化総合特別区域指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例を廃止するため、柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例及び柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

総合特別区域法による地域活性化総合特別区域指定訪問リハビリテーション事業所に係る特例を廃止すること（附則第 1 4 条関係）。

2 柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

総合特別区域法による地域活性化総合特別区域指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例を廃止すること（附則第 1 2 条関係）。

3 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第12号 柏市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について

議案第12号は、柏市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を設置するため、柏市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 設置（第1条関係）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け経営状況が悪化している中小企業者に対し交付する利子補給金の財源に充てるため、柏市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金（以下「基金」という。）を設置すること。

2 積立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、予算の定めるところによること。

3 処分（第6条関係）

基金は、1の基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができること。

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行すること。

(2) 失効（附則第2項関係）

この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失うこと。

議案第13号 柏市開発行為等許可基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号は、都市計画法及び都市計画法施行令の改正等に伴い市街化調整区域において行うことができる開発行為の基準を改めること等を行うため、柏市開発行為等許可基準条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 都市計画法（以下「法」という。）第34条第11号の開発行為に係る基準を廃止し、当該廃止条項を同条第12号の条例で定める開発行為（2の開発行為）に加えること（第1条，旧第4条第1項第2号及び第3号，旧第4条の2，旧第4条の3並びに第5条第8号関係）。
- 2 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為に、市街化区域（工業専用地域及び地区計画により住宅の建築ができない地域を除く。）から1. 1キロメートルの範囲内かつ既存集落内に存する土地の区域であって、かつ、線引きの日前から宅地である土地の区域において、自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為を加えること（第5条第8号関係）。
- 3 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為のうち、次に掲げる開発行為については、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域で行われるものに限ることとすること（第5条第6号から第8号まで関係）。
 - (1) 特定既存集落内の土地の区域において、専用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、開発区域の面積が500平方メートル以下のもの
 - (2) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第3条第1項の規定により本市が定める基本方針で定める土地の区域において、同法第4条第1項の規定による認定を受け同法第2条に規定する優良田園住宅の建設を目的として行う開発行為
 - (3) 2の開発行為
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。

議案第14号 包括外部監査契約の締結について

議案第14号は、地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、議会の議決を経ようとするものです。

1 契約の内容

監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出

2 契約の期間の始期

令和4年4月1日

3 監査に要する費用の額

13,420,000円を上限とする額

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払うこと。ただし、概算払をすることができること。

5 契約の相手方

須賀豊彦

議案第15号 訴えの提起について

議案第15号は、給与等債権の差押えによる取立権に基づく金銭の請求に係る訴えを提起しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 訴えの概要及び理由

(1) 本市は、納期限を経過した市民税、県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険料（以下「本件滞納金」という。）の滞納者に関し、本件滞納金を徴収するため、滞納者が相手方に対して有する給与等の支払請求権（以下「本件給与等債権」という。）の差押え（以下「本件差押え」という。）をし、本件給与等債権につき取立権を取得した。

(2) 本市は、相手方に対し、未払の本件差押えによる取立権に基づく金銭及び当該金銭に係る遅延損害金の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 請求の趣旨

(1) 相手方は、本市に対し、未払の国民健康保険料に係る差押債権の取立額2,355,000円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって当該取立額が減額となったときは、その減額後の額）及びこれに対する訴状の送達の日から翌日から支払済まで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び（1）について仮執行の宣言を求める。

議案第16号 和解について

議案第16号は、令和2年7月22日に訴えを提起した東京地方裁判所令和2年（ワ）第18442号損害賠償請求事件について、当事者間で協議が整ったため、裁判上の和解をしようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 和解に係る事件名

東京地方裁判所令和2年（ワ）第18442号損害賠償請求事件

2 和解の相手方

(1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

被告 沖電気工業株式会社

代表取締役 鎌 上 信 也

(2) 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番地1

被告 三峰無線株式会社

代表取締役 中 島 芳 明

3 訴訟の概要

本市が発注した消防救急デジタル無線装置に係る物品売買契約における不当な取引制限（入札談合）について、被告らに対し、損害賠償請求権等に基づき金銭の支払を求めるもの

4 和解の内容

(1) 被告らは、本市に対し、和解金として、連帯して金25,980,036円の支払義務があることを認める。

(2) 被告らは、本市に対し、連帯して（1）の金員を、令和4年5月16日限り、本市が指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告らの負担とする。

(3) 本市は、その余の請求を放棄する。

(4) 本市及び被告らは、本市と被告沖電気工業株式会社との間及び本市と被告三峰無線株式会社との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

議案第 17 号 市道路線の認定について

議案第 18 号 市道路線の廃止について

議案第 17 号及び議案第 18 号は、次のとおり市道路線を認定し、及び廃止しようとするものです。

- 1 市道路線の認定については、開発行為による帰属等のため、22 路線を認定しようとするものです。
- 2 市道路線の廃止については、払下げ等のため、2 路線を廃止しようとするものです。

【参考】

1 認定道路の内訳

開発行為による帰属	16 路線
土地区画整理事業による帰属	6

2 廃止道路の内訳

払下げ	1 路線
土地区画整理事業の施行	1

議案第19号 公の施設の区域外設置に関する協議について

議案第19号は、我孫子市の区域内に柏市道を設置することについて、我孫子市と協議するものです。

1 公の施設の名称

柏市道02021号線

2 設置の場所

我孫子市布施字宮ノ前2411番1の一部及び2411番2の一部並びに2412番の一部

3 設置の目的

柏市土谷津地区の道路整備事業により設置される道路施設が本市と我孫子市の境界上に位置しており、当該道路施設のうち我孫子市の区域内に位置する部分を柏市道02021号線として本市が整備するため

4 利用の条件

柏市道02021号線の占用その他の利用の条件は、道路法その他の法令及び本市の条例等に定めるもののほか、道路管理者の定めるところによる。

5 費用の負担

柏市道02021号線の整備及び維持管理に要する費用は、本市の負担とする。

議案第20号 我孫子市道路線の廃止の承諾について

議案第20号は、本市の区域内に存する我孫子市道路線を我孫子市が廃止することについて承諾するものです。

廃止する路線の名称

我孫子市道03-006号線

議案第 2 1 号 専決処分について（令和 3 年度柏市一般会計補正予算について
（第 9 号））

議案第 2 1 号は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を行うため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により令和 4 年 1 月 1 1 日に専決処分により令和 3 年度柏市一般会計予算の総額を約 4 5 億 9, 4 3 8 万円増額し、1, 6 0 8 億 3, 6 0 8 万円に補正したほか、繰越明許費の追加に係る補正をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度 1 月補正予算の概要のとおりです。

議案第 2 2 号 令和 3 年度柏市一般会計補正予算について（第 1 0 号）

議案第 2 2 号は、令和 3 年度柏市一般会計予算の総額を約 3, 4 5 8 万円減額し、約 1, 6 0 8 億 1 5 0 万円に補正しようとするほか、継続費の変更、繰越明許費の追加及び変更並びに地方債の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 2 3 号 令和 3 年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について
（第 2 号）

議案第 2 3 号は、令和 3 年度柏市国民健康保険事業特別会計予算の総額を 1 7 億 5 0 0 万円増額し、3 9 4 億 5 0 0 万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 2 4 号 令和 3 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 2 号）

議案第 2 4 号は、令和 3 年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費の変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 2 5 号 令和 3 年度柏市水道事業会計補正予算について（第 1 号）

議案第 2 5 号は、令和 3 年度柏市水道事業会計予算の資本的収入の予定額を 6, 0 0 0 万円減額し、約 7 億 8, 2 2 6 万円に、資本的支出の予定額を 6, 0 0 0 万円減額し、5 7 億 2, 3 0 0 万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 2 6 号 令和 3 年度柏市下水道事業会計補正予算について（第 2 号）

議案第 2 6 号は、令和 3 年度柏市下水道事業会計予算の収益的収入の予定額を約 3 億 3, 3 2 7 万円増額し、約 1 0 8 億 2, 4 2 7 万円に、収益的支出の予定額を約 4 億 1, 1 4 6 万円減額し、約 9 8 億 3 5 4 万円に、資本的収入の予定額を約 5 億 2, 7 5 3 万円増額し、約 4 8 億 7, 4 5 3 万円に、資本的支出の予定額を約 1 億 7, 6 0 9 万円増額し、約 6 1 億 4, 9 0 9 万円に補正するほか、企業債及び他会計からの補助金に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 3 年度 2 月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第 27 号 令和 4 年度柏市一般会計予算について

議案第 27 号は、令和 4 年度柏市一般会計予算の総額を 1, 484 億 7, 000 万円（令和 3 年度 1, 415 億円。前年度比 4.9 パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 4 年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第 28 号 令和 4 年度柏市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第 28 号は、令和 4 年度柏市国民健康保険事業特別会計予算の総額を 407 億円（令和 3 年度 377 億円。前年度比 8.0 パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 4 年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第 29 号 令和 4 年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算について

議案第 29 号は、令和 4 年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計予算の総額を 7 億 1, 700 万円（令和 3 年度 7 億 3, 100 万円。前年度比 1.9 パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和 4 年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第30号 令和4年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算について

議案第30号は、令和4年度柏市介護老人保健施設事業特別会計予算の総額を1億4,500万円（令和3年度1億4,700万円。前年度比1.4パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第31号 令和4年度柏市介護保険事業特別会計予算について

議案第31号は、令和4年度柏市介護保険事業特別会計予算の総額を297億2,500万円（令和3年度295億7,600万円。前年度比0.5パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第32号 令和4年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算について

議案第32号は、令和4年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の総額を14億8,200万円（令和3年度11億4,700万円。前年度比29.2パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第33号 令和4年度柏市学校給食センター事業特別会計予算について

議案第33号は、令和4年度柏市学校給食センター事業特別会計予算の総額を4億8,100万円（令和3年度4億8,300万円。前年度比0.4パーセント減）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第34号 令和4年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算について

議案第34号は、令和4年度柏市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算の総額を4,500万円（令和3年度4,000万円。前年度比12.5パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第35号 令和4年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第35号は、令和4年度柏市後期高齢者医療事業特別会計予算の総額を65億4,200万円（令和3年度61億4,600万円。前年度比6.4パーセント増）にしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和4年度当初予算案の概要のとおりです。

議案第36号 令和4年度柏市病院事業会計予算について

議案第36号は、令和4年度柏市病院事業会計予算の総額を約7億2,200万円（令和3年度約6億1,100万円。前年度比18.2パーセント増）にしようとするものです。

収益的収支では、収入と支出をそれぞれ約3億4,700万円の均衡予算としています。

資本的収支では、収入が約1億2,100万円、支出が3億7,500万円で、差引き約2億5,400万円の不足額が生じることになります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（約3億4,700万円）

医業外収益（受取利息、負担金交付金等） 約3億4,700万円

(2) 支出（約3億4,700万円）

ア 医業費用（政策的医療交付金、減価償却費等） 約3億2,700万円

イ 医業外費用（支払利息等） 約1,600万円

2 資本的収支

(1) 収入（約1億2,100万円）

出資金 約1億2,100万円

(2) 支出（3億7,500万円）

ア 建設改良費（工事請負費等） 約1億8,700万円

イ 企業債償還金 約1億8,200万円

議案第37号 令和4年度柏市水道事業会計予算について

議案第37号は、令和4年度柏市水道事業会計予算の総額を119億4,700万円（令和3年度133億100万円。前年度比10.2パーセント減）にしようとするものです。

収益的収支では、収入が約90億9,200万円、支出が76億4,800万円で、収入が約14億4,400万円上回ることとなります。

資本的収支では、収入が約7億8,200万円、支出が42億9,900万円で、差引き約35億1,700万円の不足額が生じることとなります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに繰越利益剰余金処分額で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（約90億9,200万円）

ア 営業収益（給水収益等） 約81億6,200万円

イ 営業外収益（長期前受金戻入等） 約9億3,000万円

(2) 支出（76億4,800万円）

ア 営業費用（受水費、減価償却費等） 約73億8,900万円

イ 営業外費用（支払利息等） 約1億7,400万円

ウ 特別損失（過年度損益修正損） 約500万円

2 資本的収支

(1) 収入（約7億8,200万円）

ア 工事寄附負担金 約1億9,800万円

イ 給水申込納付金 約5億5,700万円

ウ 他会計負担金 約2,600万円

エ 補助金等 約100万円

(2) 支出（42億9,900万円）

ア 建設改良費（配水管布設工事、配水管改良工事、水源地設備更新工事、水道部庁舎解体・建設工事等） 約37億6,000万円

イ 企業債償還金 約4億8,700万円

ウ その他資本的支出 約100万円

議案第38号 令和4年度柏市下水道事業会計予算について

議案第38号は、令和4年度柏市下水道事業会計予算の総額を163億5,200万円（令和3年度161億8,800万円。前年度比1.0パーセント増）にしようとするものです。

収益的収支では、収入が105億700万円、支出が100億3,900万円で、収入が4億6,800万円上回ることとなります。

資本的収支では、収入が43億4,700万円、支出が63億1,300万円で、差引き19億6,600万円の不足額が生じることとなります。この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに繰越利益剰余金処分額で全額を補填する予定です。

【参考】

収益的収支及び資本的収支の主な内訳

1 収益的収支

(1) 収入（105億700万円）

- ア 営業収益（下水道使用料等） 約70億2,300万円
- イ 営業外収益（他会計補助金、長期前受金戻入等） 約34億8,200万円
- ウ 特別利益（過年度損益修正益） 約100万円

(2) 支出（100億3,900万円）

- ア 営業費用（管渠費、減価償却費等） 約93億6,000万円
- イ 営業外費用（支払利息等） 約5億7,100万円
- ウ 特別損失（過年度損益修正損） 約600万円

2 資本的収支

(1) 収入（43億4,700万円）

- ア 企業債 約25億6,600万円
- イ 他会計出資金 約11億6,500万円
- ウ 補助金 約4億6,500万円
- エ 負担金 約1億4,800万円
- オ 長期貸付金償還金 約200万円

(2) 支出（63億1,300万円）

- ア 建設改良費（公共下水道管渠建設費、柵設置費等） 約28億4,100万円
- イ 固定資産購入費（流域下水道建設費負担金等） 約3億3,300万円
- ウ 企業債償還金 約31億1,300万円
- エ 補助金返還金 約900万円
- オ 長期貸付金 約300万円
- カ その他資本的支出 300万円